



第 15 回定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示情報

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

事業報告

5. 新株予約権等に関する事項	1
6. 会計監査人に関する事項	1
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	2
8. 業務の適正を確保するための体制	2
9. 特定完全子会社に関する事項	7
10. 親会社等との間の取引に関する事項	7
11. 会計参与に関する事項	7

計算書類

株主資本等変動計算書	8
個別注記表	9

ライフネット生命保険株式会社

事業報告の「5.新株予約権等に関する事項」「6.会計監査人に関する事項」「7.財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「8.業務の適正を確保するための体制」「9.特定完全子会社に関する事項」「10.親会社等との間の取引に関する事項」及び「11.会計参与に関する事項」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイト(<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされます。

5. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

区分	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役 (社外役員を除く)	第4回新株予約権 発行日：2012年1月27日 新株予約権の数：12,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式 12,000株（新株予約権1個につき1株） 発行価額：無償 権利行使時の1株当たり払込金額：1,000円 権利行使期間：2014年1月27日～2022年1月25日	1名

(注) 社外取締役及び監査役は、新株予約権を有していません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 秋山 範之 廣瀬 文人	30百万円	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会は、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、「コンフォートレター作成業務」「IFRSに関するアドバイザー業務」であります。

(注) 1. 会計監査人との監査契約において、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分していないため、当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は65百万円です。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反する懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他監査品質、品質管理が適格性、独立性を欠く等、適正・適切な監査を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。

取締役会は、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容及び運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、内部統制システムに関して、次のとおり、適切な業務運営を目的とした体制を整備するものとする。この基本方針に基づき、内部統制システムの整備及び運用状況の評価と改善を継続的に実施するとともに、この基本方針について必要に応じて改定を行い、法令及び定款に適合した業務の適正性の確保を実現する。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令等遵守に関する基本方針に基づき、コンプライアンス委員会の場を活用するなどして、当社の役員・社員がこの行動規範に則り事業活動のすべての局面においてコンプライアンス（法令遵守）を最優先するよう周知徹底を図る。
- ② 当社は、コンプライアンスを統括する部門（法務部）を設置するとともに、当社のコンプライアンス推進のための重要事項について専門的な見地または全社横断的な見地から助言を行うコンプライアンス委員会を設置する。
- ③ 当社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを設け、チーフ・コンプライアンス・オフィサーには取締役を充てることができる。
- ④ 当社は、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員・社員が遵守すべき法令及び社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの継続的な周知徹底を図る。
- ⑤ 当社は、法令または規程等の違反が生じた場合の報告体制を整備し、問題点の把握及びコンプライアンス体制の改善のために必要な対応を行う。
- ⑥ 当社は、法令・定款違反等を未然に防止するため、内部通報制度を適切に運用する。
- ⑦ 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、経験に富む専任の部長を配置して、実効性のある内部監査を実施する。
- ⑧ 当社は、当社の役員・社員の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び当会社

の文書管理規程等に従い適切に保存及び管理を行う。

(3) 反社会的勢力への対応に関する体制

当社は、反社会的勢力への対応に関する基本方針に基づき、人事総務部を主管部門とし、警察等関係機関とも連携して、反社会的勢力に対して断固たる姿勢で臨む。

(4) システムリスクを含むリスク管理に関する体制

当社は、リスク管理に関する基本方針等に基づき、事業遂行に関わるリスクについて、総合的なリスク管理を統括するリスク管理部を設置するとともに、リスク・カテゴリー毎に責任者ならびに主管部門を定めて適切な管理を行う。また、リスク管理委員会を設けて、専門的な見地または全社横断的な見地からリスク管理の適切性を担保する。

(5) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役及び執行役員の職務分掌を定め、各取締役及び執行役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役及び執行役員に委譲している。各取締役及び執行役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて会社全体としての経営目標の達成に努める。

② 当社は、経営方針を明確化し、中長期計画において経営目標を具体化するとともに、予算管理規程等に基づき、年間、四半期及び月別予算管理により業務遂行の進捗管理を行って経営資源の最適活用を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合に関する体制

① 当社は、法令及び監査役会規則等に従い、監査役の監査業務を補助するため、監査役会事務局を設置する。監査役会事務局には、監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した社員（以下「補助社員」という）を、監査役の求めに応じて、必要数配置する。

② 法令及び監査役会規則等に従い、補助社員は、監査役の監査業務を補助するための業務（以下「補助業務」という）については、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。補助業務における補助社員の任命・異動、人事評価及び懲戒等については監査役の意見を尊重する。

③ 法令及び監査役会規則等に従い、監査役は、取締役会長、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見交換する場を設け、必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。監査役は、内部監査部門と定期的に内部監査結果について意見交換することで、緊密な連携を図るものとし、必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。

(7) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役会規則等に基づき、取締役、保険計理人及び社員は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適宜監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

(8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

当社は、前項の報告をした者が、不利な取り扱いを受けることがなく、また、懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを企業倫理と業務運営に関する規程に定める。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、法令及び監査役会規則等に従い、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

法令及び監査役会規則等に従い、監査役は、社内のすべての重要な会議に随時出席できるものとする。また、取締役会長及び代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換を行い、監査部は監査役の監査に協力する。

(注) 当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を改定する決議をしました。改定後の当該基本方針に追加した主な内容は次のとおりです。

・ 子会社の内部統制システムに関する事項

当社は、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社の適切な業務運営を目的として、当会社の子会社に関する諸手続および管理体制を子会社管理規程に定めるものとする。なお、この基本方針の第1項から第10項に定めた当会社における体制及び当会社に関する事項については、子会社の適切な業務運営に必要な範囲において準用するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコンプライアンス体制については、当事業年度は、コンプライアンス委員会を4回開催し、同委員会にて法令遵守における内部管理体制を確認するとともに、その概要を取締役に報告しております。役員及び社員に対しては、テーマ別や階層別の研修を通して、法令及び社内ルール等に対する意識浸透を図っております。また、改善が必要な課題や問題が発生した場合には、調査を実施した上で、発生原因の分析及び再発防止策の提案を行い、必要に応じて再発防止策のフォローアップを行うといった一連の体制を整えております。さらに、内部通報制度においては、内部通報規則を策定し、外部の専門家を通報窓口として定め、外部の専門家と進捗状況の連携を図るとともに、問題が発生した場合の再発防止策などの対応の結果は、コンプライアンス委員会及び取締役会で報告する体制を整えております。

内部監査においては、内部監査に関する基本方針に則り、取締役会の承認を受けた実施計画に基づいて、業務監査等を実施しております。

リスク管理体制については、当事業年度は、リスク管理委員会を4回開催し、統合的リスク管理及び個別リスク管理に関連する取組み及びモニタリング結果の報告を行うとともに、その概要を取締役に報告しております。統合的リスク管理の取組みとして、策定したロードマップに基づき、体制の高度化を進めております。また、個別リスク管理の取組みとして、リスクモニタリング手法の高度化や情報セキュリティに対する意識の向上を目的とした研修を継続的に実施しております。

取締役及び執行役員による効率的な職務執行体制については、それぞれの責任と権限を取締役会規則及び職務権限規程で明確化し、取締役会によって選任された執行役員は、原則として週1回開催する執行役員会において業務執行に関する報告及び協議を行っております。また、経営方針を策定することによって経営目標・経営指標を明確化するとともに、定期的に予算及び業務の進捗管理の分析を行い、経営資源の最適化を図っております。

監査役による監査体制については、監査役会規則に則り監査役会事務局を設置し、監査役の指揮命令の下、監査役の職務を補助する体制を整えております。また、監査役は、それぞれ代表取締役及び会計監査人と定期的な協議及び意見交換を行うとともに、内部監査部門とも緊密に連携しております。当事業年度は、監査役は、内部監査結果に関して、内部監査部門と定期的に意見交換を行いました。さらに、監査役の求めに応じて、取締役及び社員が、「経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等に関する報告」及び「職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見

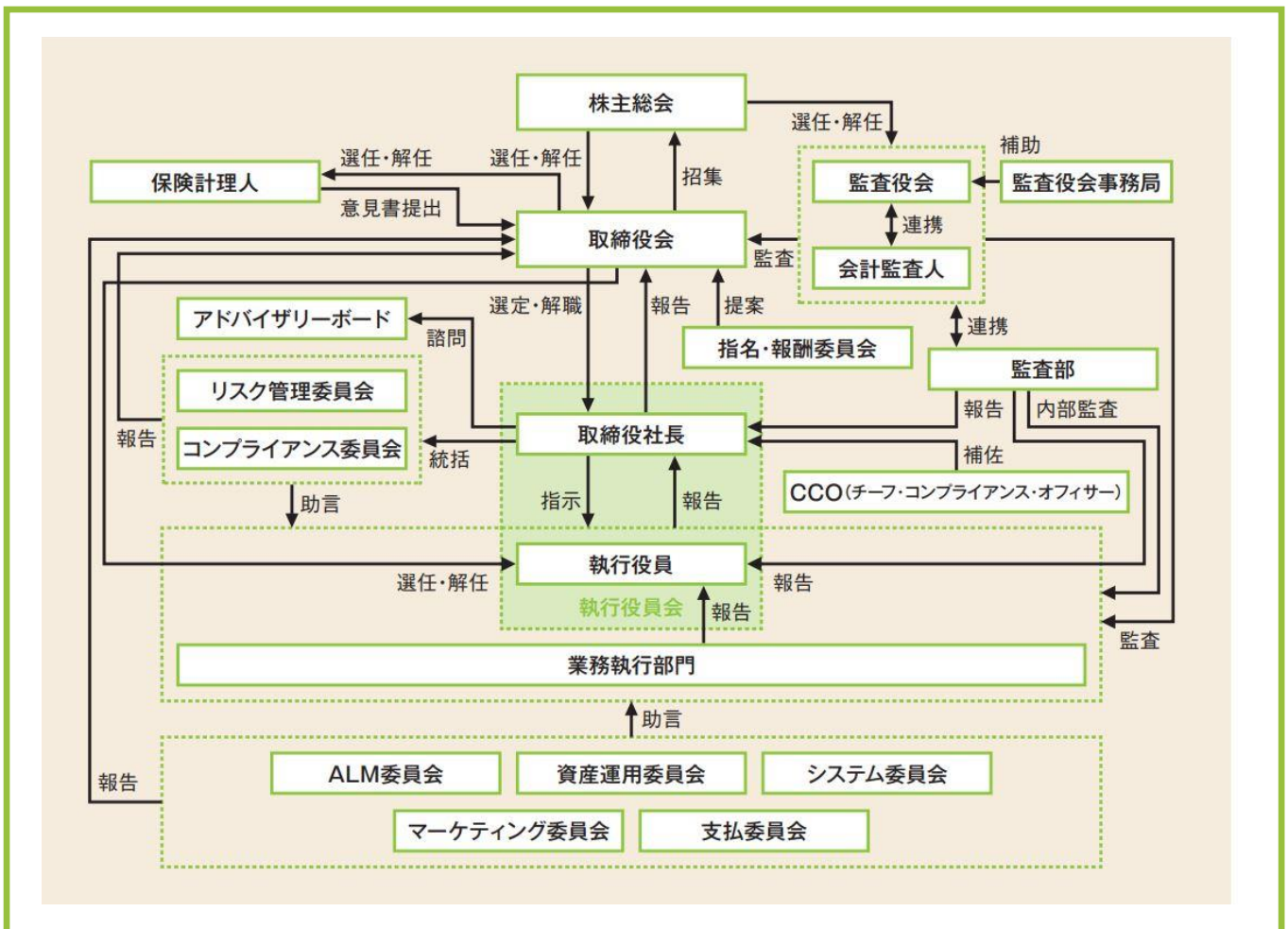
した際の報告」を、適宜、監査役に対して行うための体制を整えております。加えて、これらを報告した取締役及び社員が不利益な取扱いを受けないことを法令等遵守に関する基本方針において、明示的に定めております。

3. コーポレート・ガバナンス体制図（2021年3月31日現在）

当社は、経営理念を「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」と掲げ、高い社会性・公共性を有する生命保険会社として、経営の透明性の確保と、経営組織体制の監督及び実効性を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、持続的な企業価値向上の実現を目指しております。

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。取締役会は、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っており、経営監視機能及び業務執行の監督の客観性及び中立性を高める目的において、相当数を社外取締役としております。業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会は、取締役の職務執行を監督し、取締役会の監督義務の履行状況について監査を行っております。また、取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や役員報酬の制度設計等を目的に、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役とした任意の指名・報酬委員会を設置しております。さらに、経営の意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

なお、当社は、東京証券取引所マザーズに上場しているため開示義務はありませんが、情報開示の充実を図るため、コーポレートガバナンス・コードが、特定の事項を開示すべきとしている原則への対応状況を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示しております。



9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

〔 2020年4月1日から
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金		評価・換 算差額等 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	12,200	12,200	12,200	△15,502	△15,502	—	8,898	502	502	9,400
当期変動額										
新株の発行	4,502	4,502	4,502				9,005			9,005
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	20	20	20				41			41
新株の発行 (新株子約権の行使)	8	8	8				16			16
当期純損失 (△)				△3,114	△3,114		△3,114			△3,114
自己株式の取得						△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								457	457	457
当期変動額合計	4,531	4,531	4,531	△3,114	△3,114	△0	5,948	457	457	6,406
当期末残高	16,731	16,731	16,731	△18,616	△18,616	△0	14,846	960	960	15,806

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)

(1)満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法(定額法)を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

その他の有形固定資産 5～10年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行うこととしております。

なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしておりません。

(2) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

5. 保険契約に関する会計処理

① 保険料

保険業法施行規則第 69 条第 3 項に基づき、保険料については、契約応当日が到来している契約のうち、保険料の収納があったものについて、当該金額により計上しております。

② 保険金・支払備金

保険金等支払金（再保険料を除く）については、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算出された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ支払いが行われていないものについて、支払備金を積み立てております。

③ 責任準備金

期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。責任準備金のうち保険料積立金については、以下の方式により計算しております。

(a) 2018 年 3 月 31 日までに締結する保険契約

保険業法施行規則第 69 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて 5 年チルメル式により計算しております。

(b) 2018 年 4 月 1 日以降に締結する保険契約

平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める方式により計算しております。

なお、責任準備金については保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において保険計理人が責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて、所定の積立基準額以上を繰入計上し、積立限度額の範囲内で積み立てております。

④再保険

再保険収入及び再保険料については、再保険協約に基づき計上しております。

なお、新契約の一部（以下、出再契約）を対象として修正共同保険式再保険を行っております。修正共同保険式再保険は、出再契約のリスク及び収支構造の一部を一定期間再保険会社に移転するものです。出再契約にかかる新契約費の一部は再保険収入に含まれる出再手数料として収益計上し、未償却出再手数料として再保険貸に資産計上され、その後一定の期間において費用である再保険料を含む再保険収支に基づいて段階的に償却されます。

（追加情報）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号 2020 年 3 月 31 日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

6. その他計算書類作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」

（IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic606）を公表しており、IFRS 第 15 号は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、Topic606 は 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の 1 つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第 9 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においては IFRS 第 13 号「公正価値測定」、米国会計基準においては Accounting Standards Codification の Topic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、先行きが不透明な状況が続いております。当社においても、保険料の払込猶予期間の延長や、みなし入院に関する特別な取り扱いを実施する等の影響が生じておりますが、現時点においてはこれらの措置が保険料収入や保険金等の支払い等に与える影響は限定的であります。

そのため、当事業年度の計算書類において、新型コロナウイルス感染症拡大前と同様の仮定で会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いことから、将来の計算書類に影響を及ぼす可能性があり、今後の動向を引き続き注視しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、373百万円であります。
2. 関係会社に対する金銭債権の総額は5百万円、金銭債務の総額は37百万円であります。
3. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）の金額は142百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」という。）の金額は272百万円であります。
4. 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度末残高は2,352百万円であります。
5. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、140百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 有価証券売却益の内訳は、その他の証券2百万円であります。
2. 関係会社との取引による収益の総額は、71百万円、費用の総額は、267百万円であります。
3. 当事業年度の支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は79百万円であります。
また、当事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は56百万円であります。
4. 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額1,497百万円を含んでおります。
また、再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額1,959百万円を含んでおります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	51,360,238	9,250,898	—	60,611,136
合計	51,360,238	9,250,898	—	60,611,136
自己株式				
普通株式	—	127	—	127
合計	—	127	—	127

(変動事由の概要)

発行済株式

新株の発行による増加	9,200,000 株
譲渡制限付株式報酬の付与による増加	34,898 株
ストック・オプションの権利行使による増加	16,000 株

自己株式

単元未満株式の買取りによる増加	127 株
-----------------	-------

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末 残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
新株予約権						
ストック・オプション としての新株予約権					—	
合計					—	

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主としてサーバー等事務機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金（責任準備金の一部）として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務（保険の販売・引受・維持管理等）と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。

そのため、現時点では、国債等の高格付けの円建て公社債中心の安全運用を行いつつ、元本及び予定利息を確保することを意図した運用を実施しております。また、資本業務提携等の政策保有目的で、公開企業、及び、シナジー効果が見込めるベンチャー企業を含む非公開企業等の株式を保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスク、(d) 不動産投資リスクに細分化されます。

当社が保有する金融商品は主として国内および海外の公社債、株式、投資信託であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、① (a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスク、②信用リスクとなります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役職員で構成されるリスク管理委員会（リスク管理全般を所管）を設けております。加えて、ALM 委員会、資産運用委員会を定期的開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

① 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行う ALM (Asset Liability Management: 資産負債の総合管理) の考え方にに基づき資産運用を行っております。しかし、当社は、掛け捨て及び保障性の商品を中心に扱っているため、資産と負債の金利のミスマッチを要因として損失を被るリスクが当社へ与える影響は限定的であります。このため、リスク管理部において、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社に与える影響をモニタリングしております。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、バリュー・アット・リスク等を用いたリスク・リミットを定め、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、取締役会等へ報告しております。

(c) 為替リスクの管理

当社は、外貨建て債券等へ投資しており、これらの為替リスクを負っております。当社は、資産運用リスク管理規程に基づき、リスク管理部が定期的にバリュー・アット・リスク等のリスク・リミットに為替リスクも1つの要因として含め、総合的な資産運用リスクの管理を行い、取締役会等へ報告しております。

② 信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、

リスク管理部において、格付等の信用情報や時価等の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	2,059	2,059	—
(2)買入金銭債権	999	999	—
(3)金銭の信託	5,895	5,895	—
(4)有価証券	39,988	41,521	1,533
満期保有目的の債券	10,001	11,535	1,533
その他有価証券	29,986	29,986	—
(5)その他資産 未収金	1,362	1,362	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預貯金

預貯金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物の時価は、2021年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの金銭の信託に関する事項については、「(4) 金銭の信託に関する事項」をご参照下さい。

(4)有価証券

有価証券の時価は、2021年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「(3) 有価証券に関する事項」をご参照下さい。

(5)その他資産 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
株式	19
外国証券	0

(注) 1. 株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)有価証券」には含めておりません。

2. 外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)有価証券」には含めておりません。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	2,059	—	—	—
買入金銭債権	1,000	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	9,900
其他有価証券のうち満期があるもの	1,300	12,400	2,900	4,700
其他資産 未収金	1,362	—	—	—
合計	5,721	12,400	2,900	14,600

(3)有価証券に関する事項

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債			
	国債	6,707	7,959	1,251
	地方債	900	1,093	193
	社債	1,200	1,302	102
	その他	—	—	—
	小計	8,807	10,355	1,548
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債			
	国債	994	982	△11
	地方債	100	99	△0
	社債	99	97	△2
	その他	999	999	—
	小計	2,193	2,179	△14
合計		11,001	12,535	1,533

(注) 貸借対照表において買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパーを「その他」に含めております。

② その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債			
	国債	1,302	1,108	194
	地方債	482	417	65
	社債	13,057	12,829	228
	株式	377	100	277
	その他	3,503	3,290	212
	小計	18,724	17,746	978
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	6,944	7,003	△59
	株式	—	—	—
	その他	4,318	4,423	△105
	小計	11,262	11,427	△164
合計		29,986	29,173	813

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表には含めておりません。

③ 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
公社債			
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
外国証券	—	—	—
その他の証券	102	2	—
合計	102	2	—

(4) 金銭の信託に関する事項

その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）において、貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の 金銭の信託	5,895	5,375	520	552	△32

(ストック・オプションに関する注記)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2012年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 190,000株
付与日	2012年1月27日
権利確定条件	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	定め無し
権利行使期間	2014年1月27日から 2022年1月25日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2012年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	68,000
権利確定	—
権利行使	16,000
失効	4,000
未行使残	48,000

② 単価情報

	2012年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,000
行使時平均株価 (円)	1,502
付与日における 公正な評価単価 (円)	—

3. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

12 百万円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

8 百万円

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）	2,189
減価償却超過額	170
保険契約準備金	655
資産除去債務	9
代理店手数料	118
その他	189
繰延税金資産小計	3,332
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△2,189
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,142
評価性引当額小計	△3,331
繰延税金資産合計	1
繰延税金負債との相殺	△1
繰延税金資産の純額	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△373
その他	△1
繰延税金負債合計	△375
繰延税金資産との相殺	1
繰延税金負債（△）の純額	△373

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	441	445	1,302	2,189
評価性引当額	△441	△445	△1,302	△2,189
繰延税金資産	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

当社と同一の親会社をもつ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	auじぶん銀行㈱	東京都中央区	67,500	銀行業	—	資金の預入	資金の預入	0	預貯金	600

(注) 1. 資金の預入については、期間が短く、かつ、回転が早いいため、取引金額の欄には純額表示としております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の預入については、一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額は、260円79銭であります。

1株当たり当期純損失金額は、53円87銭であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。